

平成 28 年 4 月 5 日

各 位

株式会社 福岡中央銀行

不祥事件の発生について

この度、誠に遺憾ながら、当行におきまして、下記の不祥事件が発生いたしました。

社会的、公共的に大きな役割を担い、高い倫理観と信用が求められる金融機関として、かかる事態を招いたことについて役職員一同深く反省するとともに、被害に遭われたお客さまを始め、日頃からご支援とご愛顧を賜っておりますお客さま、地域の皆さま、ならびに株主の皆さまに心から深くお詫び申し上げます。

記

1. 事件の概要

事故者	46 歳、男性、一般行員、渉外係(事件当時)、本社勤務(事件発覚時)
事故発生店舗	二日市支店、ひまわり台出張所、鶴田支店、大川支店
発覚の経緯	平成 28 年 3 月 2 日に、お客さまから定期預金に関するお問い合わせがあり、行内調査を行ったところ判明したものです。
発生期間	平成 18 年 3 月から平成 27 年 9 月(9 年 6 か月間)
事件の内容 (現時点で判明している事実)	事故者は、複数のお客さまや知人から、自身でサイドビジネスを行うための資金として個人的な借入を行い、また、それらの個人的な借入を返済する等の目的で、お客さまから定期預金として受領した現金を着服し、お客さまには偽造定期預金証書や当行の所定のものではない領収書を交付している事実の他、お客さまより受領したローンの一括返済資金や普通預金への入金資金を着服している事実が判明しております。 これまでに判明している着服の金額は10,694万円(12先)で、うち1,891万円は事故者が補填していたため被害額は8,803万円(8先)です。 事故者は、かかる不祥事件を繰り返してきた疑いがあり、現在も事実関係の調査を継続しております。

2. 関係機関への通報等

この件につきましてはすでに警察への通報を行い、全容解明のため、警察と相談しながら刑事告訴等に向けた準備を進めております。

また、事件発覚後、法令等に則りまして、監督官庁に報告を行っております。

3. 被害に遭われたお客さまへの対応

今後も行内調査を継続する中で事実関係の確認を行うとともに、警察による捜査での事実関係等も踏まえ、着服の被害に遭われたお客さまには事実関係をご説明した上で深くお詫びを申し上げるとともに、弁済手続きを進めてまいります。

4. 今後の対応

人事処分については、今後、事故者及び経営陣を含む関係者の責任の所在を明確にしたうえで、厳正に実施いたします。

当行は、法令等遵守を最重要課題の一つとして位置付け、法令等遵守態勢の確立に努めてまいりましたが、今回の不祥事件を重く受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上を図るとともに、内部管理態勢の一層の充実・強化に全力を挙げて取り組んでまいります。

以 上

(本件に関するお問い合わせ先)
福岡中央銀行 顧客相談室 河野
電話番号：0120-198-500